

共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請を工事途中で取り下げる場合の
評価料金返還額の計算方法

評価業務規程第30条に基づく、共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請を工事途中で取り下げる場合の評価料金の返還額の計算方法について、次の通り定める。

なお、評価料金が支払われていない場合には、この基準により計算した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

取り下げる時期	返還率(%)
第1回現審前日まで	90
第2回現審前日まで	70
第3回現審前日まで	40
第4回現審前日まで	20
第4回現審以降	0

注：10,000円未満切捨て

平成30年12月1日

株式会社ジェイ・イー・サポート